

社会福祉法人白鷺役員及び評議員の報酬に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、定款に定める役員及び評議員等（以下「役員等」という。）に対する報酬及び費用弁償の額について必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 報酬の支給は、次のとおりとする。

- (1) 理事長 報酬を支給しない。
- (2) 役員及び評議員 報酬を支給しない。

(費用弁償)

第3条 役員等が公務のための旅行をしたときは、その旅行に対する費用は旅費規程に準じて支給する。

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は2017年（平成29年）4月1日から施行する。